

研究 2 . 遺言書の薦め

相続は、近年「争族」と言われるように、遺産相続がもとで、大切な家族が争うことがよく起きるようになりました。仲の良かった家族が、遺産の相続問題でけんかするという話は、もはやドラマや物語の中だけではありません。

また、相続はお金持ちだけの問題ではありません。「自分が亡くなっても、家族に遺すような財産はない」という人でも、全くの無一文で亡くなるというケースは珍しいのではないのでしょうか。

法律上、相続人は「民法」で決まっています。自分が亡くなった後の財産は、何もなければ民法にそって家族で話し合い、分けることとなります。その際、家族それぞれの言い分があるため、争いが起きることがあるのです。家族間で争いごとを起こさないためにも、あなたの想いや財産の処分について家族にメッセージを残す、それが遺言書なのです。

1 法定相続人と相続の割合

例えば、配偶者と子がいるときは、配偶者 1/2、子が 1/2 (子が 2 人いれば、1/4 づつ) 相続します。子がいないときは、配偶者 2/3、親が 1/3 となり、子も親もなく兄弟姉妹がいるときは、配偶者 3/4、兄弟姉妹が 1/4 を相続することとなります。

2 遺言の効果

遺言により、上記の法定相続割合ではなく、「介護してくれたことに報いたい」「あの子の今後の生活が特に心配だ」など、自分(被相続人)の思いを反映した相続を行うことができます。(ただし、遺留分は残ります。 - 後述 -)

3 遺言書の種類と特徴

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
内容	遺言者が自分で作成するもの	遺言者が証人と公証人の前で口述し、公証人が作成するもの	遺言者が、証人及び公証人の前で遺言書を封印し、公証人が封書に遺言者の遺言書である旨を書き入れたもの
費用	ほとんどかからない	・ 公証役場手数料(目的額に応じてかかる) ・ 証人依頼代	・ 公証役場手数料(11,000円) ・ 証人依頼代
証人	不要	二人必要	二人必要
保管	基本的には本人。ほか推定相続人、遺言執行者、受遺者、友人等	公正証書原本は公証役場で保管、正本及び謄本は基本的には本人が保管	基本的には本人。ほか推定相続人、遺言執行者、受遺者、友人等

秘密性	遺言の存在、内容ともに秘密にできる	遺言の存在、内容ともに秘密が漏れる恐れがある	遺言の存在は秘密にできないが、遺言の内容は秘密にできる
紛失、変造の可能性	ある	紛失の場合は再発行できる。変造の可能性はない。	ある
検認	必要	不要	必要
メリット	費用が、ほとんどかからない。作り直すことが簡単にできる。	家庭裁判所での検認が不要。公証人が作成するため、遺言書が無効になる可能性が少ない。紛失しても、謄本を再発行することができる。	公証役場に提出するので、保管が確実である。費用があまりかからない。
デメリット	保管が難しく、紛失、変造、隠匿等の可能性がある。遺言の要件を満たしていないと無効な遺言となる可能性がある。	費用が余分にかかる。	遺言書の要件を満たしていないと、無効な遺言になる可能性がある。

(注) 検認とは、家庭裁判所が遺言書の存在や内容を確認し、偽造・変造を防止するための手続きです。遺言が遺言者の真意であるかどうかや、遺言が有効であるかどうかを審査する手続きではありません。

4 遺言書（自筆証書遺言）の書き方

遺言書を書くに当たり、次の点に注意が必要です。

(1) ボールペン、万年筆など、消せない筆記用具を使用し、全文を自筆で書く

遺言書のタイトル、本文、作成日付、署名など、遺言書の全文を自筆で書いてください。自筆でないものは無効です。

遺言書の改ざんされる恐れがあるので、鉛筆やシャープペンシルで書くのはやめましょう。

自筆で書けない場合は、「公正証書遺言」（口述）を選択するとよいでしょう。

なお、「秘密証書遺言」であれば、代筆、ワープロで作成することは可能です。

(2) 表題は「遺言書」と書くことがお薦め

本来、遺言書の表題は必須ではありませんが、遺言書であることを明確にするために、はっきりと「遺言書」と書くことを推奨します。

(3) 遺言書の末尾に作成年月日、署名を入れ、押印する

遺言書の末尾には、作成年月日、署名、押印は必要です。認印（拇印でも認められる可能性あり）でも可能ではありますが、実印にすることをお薦めします。

作成日を書くときは、年 月 日とはっきりと書いてください。

また、遺言書と一緒に印鑑証明を封筒に入れておくと、検認手続きに便利です。

(4) 相続させる財産、相続人を明確に書く

財産の表記が特定できないと、遺言書を書いても争いが起きる可能性があります。土地や建物の場合、登記簿（登記事項証明書）に記載されてあるとおりに書きましょう。

また、相続人が明確に特定できることが大切です。遺言者との相続人の続柄、誕生日等を表記しておきましょう。

相続人を明確にしておくことが、争いを防ぎます。

例：長男（昭和 年〇月 日生）

(5) 遺言執行者を指定する

遺言執行者とは、遺産の管理や処分を行う権限を持ち、遺言の内容を執行する人のことです。

遺言執行者を指定することで、相続手続きがスムーズにいきます。

なお、遺言執行者は、遺言書でしか指定することができません。

(6) 付言を書く

遺言の本文とは別に、分配の理由や家族への願いを書いておくことで、争いを防ぐことにつながります。

(7) 遺言書を書き終えたら、封筒に入れて封印として印鑑を押す

封印は必須ではありませんが、改ざんを防ぐ意味であった方がよいでしょう。遺言書の訂正については、改ざん防止のため訂正方法が民法（第968条第2項）に規定されています。

訂正する個所を二本線で消し、その横に訂正後の文言を記入します。

訂正個所に印鑑を押し、欄外に「～行目、～字削除、～字加入」と記載のうえ、かつ署名する必要があります。

訂正には、こうした煩雑な手続きが必要であることから、トラブルを防ぐためにも、初めからすべてを新しく書き直す方が、リスクは少ないと考えられます。

5 遺留分について

遺言書の作成により、特定の法定相続人や、それ以外の人に全財産を遺贈することが可能になります。しかし、そうなった場合、あまりにも他の法定相続人に、不利益が生じるため、民法では、遺産の一定割合の取得を相続人に保証する「遺留分（いりゅうぶん）」という制度が規定されています。

ただし、被相続人の兄弟姉妹には、遺留分は認められません。

直系尊属（父母、祖父母）のみであった場合には3分の1、それ以外の場合は2分の1が遺留分として認められます。ただし、遺留分減殺請求権は1年間行使しないと時効で消滅します。

配偶者と子供がいて、被相続人が3,000万円の遺産全額を、社会福祉団体に寄贈するという遺言をしていた場合、その1/2の1,500万円は遺留分となり、配偶者と子供で、この1,500万円を配分することになります。

6 自筆遺言書の例

遺言書	
遺言者	は、次のとおり遺言する。
1、遺言者は、妻	(昭和 年 月 日生)に、次の不動産を相続させる。
土地	
所在	神奈川県厚木市 丁目
地番	番
地目	宅地
地積	m ²
家屋	
所在	神奈川県厚木市 丁目 番
家屋番号	番
種類	居宅
構造	木造瓦葺 階建て
床面積	1階 . m ²
	2階 . m ²
	上記、家屋内にある家具動産一式
2、遺言者は、長男	(昭和 年 月 日生)に、以下の財産を相続させる。
	株式会社の株券全部
3、遺言者は、長女	(昭和 年 月 日生)に、 銀行 支店の 名義の預金のすべてを相続させる。
4、遺言者は、本遺言書に記載のないその他財産の一切を妻	に相続させる。
5、本遺言の執行者として、次の者を指定する。	
	神奈川県厚木市 丁目 番 弁護士 (昭和 年 月 日生)
6、付言事項	
	長女には介護で長年苦勞をかけたので、預金はすべて長女に残す。長男には、起業時に資金を援助しているので、株券だけになるが了解してほしい。
	平成 年 月 日 住所 神奈川県厚木市 丁目 番 遺言者 印

7 まとめ

相続が生じたときに遺言がないと、法定相続人達が遺産分割協議をして、全員が合意をしなければ、遺産は分割されません。相続人それぞれに主張があり、簡単には合意できないことがあるので、遺言書を作成しておくことをお勧めします。